

映画・アニメ分野の制作に携わるクリエイターと制作会社との取引等に関する  
情報提供フォームの設置について

令和7年1月29日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、現在、クリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備することを目的として、クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査を行っております。

その調査の一環として、映画・アニメ分野の制作に携わるクリエイターと制作会社との取引等について問題と思われる事実に関する情報（注）を収集・把握するため、以下のとおり、公正取引委員会のホームページ上に、情報提供フォームを設置いたしました。

（注）例えば、契約書や発注書面がない、発注者から一方的に著しく低い対価を押し付けられた、理由もないのに発注を取り消された、報酬なく無理なリテイク（やり直し）を依頼された、無理なスケジュールを押し付けられた、など

問題と思われる事実に関する情報をお持ちのクリエイターを始めとする皆様からの情報提供を広くお待ちしております。情報提供に際しては、調査業務を効率的に行うために、可能な限り、電話ではなく情報提供フォームを御利用いただきますよう御協力をお願いいたします。

映画・アニメ分野の制作に携わるクリエイターと制作会社との取引等  
に関する情報提供フォーム

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/eigaanime.html>

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課取引調査室  
電話 03-3581-3372（直通）  
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>